

(令和3年習志野市議会第4回定例会)

発議案第1号

北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組を推進する決議について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年12月22日

習志野市議会議長

清水大輔様

提出者 習志野市議会議員 荒木和幸

賛成者 習志野市議会議員 木村孝浩

〃 〃 布施孝一

北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組を推進する決議

1940年代後半から2000年以降にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となり、日本の当局による捜査や亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件は北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになった。

平成14年9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮当局は初めて拉致を認め謝罪し、再発防止を約束。同年10月には、5名の拉致被害者が24年ぶりに帰国したものの、安否不明（国が認定している12名）の方々については、いまだに北朝鮮当局から納得できる説明がされておらず、今なお全ての自由を奪われ、長きにわたり北朝鮮にとらわれたままの状態、現在も救出を待っている。日本政府は、帰国した5名を含む17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも日本国内における日本人以外（朝鮮籍）の拉致容疑事案や、「いわゆる特定失踪者も含め拉致の可能性を排除できない事案がある。」とし、拉致の可能性を排除できない失踪者は約900名近くいると言われている。

日本国内では、平成9年に拉致被害者の御家族により「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（家族会）」が、平成29年には特定失踪者（拉致の疑いのある失踪者）の御家族により「特定失踪者家族会」が結成され、被害者の救出を求める運動が展開され、令和3年9月末には1,500万筆を超える署名が総理大臣に提出された。

国においては、北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき最重要課題と位置づけ、その解決のためには、世論の一層の喚起が不可欠であり、特に若い世代に拉致問題は歴史ではなく、現在進行形の人権侵害かつ犯罪行為であることへの理解促進を図ることが重要であるとの認識の下、内閣官房拉致問題対策本部及び文部科学省から「北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品等の活用促進について」（令和3年4月23日）が発出された。児童生徒が拉致問題について深く認識し、人権問題として考える契機とするため、アニメ「めぐみ」の学校等における上映を促進するように、都道府県教育委員会を通じて学校等の関係機関に周知することが求められたところでもある。

また、政府の拉致問題対策本部が毎年実施している、全国の中高生を対象とした北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールがあり、こうした取組に積極的に関与することが求められる。

よって、本市議会は、一日も早い拉致被害者全員の救出に向けて、アニメ「め

ぐみ」の上映、「拉致被害者御家族ビデオメッセージ～必ず取り戻す！愛する家族へ～」、拉致問題啓発舞台劇公演「めぐみへの誓い—奪還—」及び映画「めぐみへの誓い」の視聴や、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール」への参加、拉致問題関連書籍を読むこと等を通じて拉致問題を知り、北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組を推進する。

以上、決議する。

令和 年 月 日

習 志 野 市 議 会

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組を推進するため、標記決議を行うものである。

(令和3年習志野市議会第4回定例会)

発議案第2号

衆参両院に設置されている「憲法審査会」を定例的に開催し、憲法に係る審議を深めることを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年12月22日

習志野市議会議長

清水大輔様

提出者 習志野市議会議員 木村孝浩

賛成者 習志野市議会議員 荒木和幸

〃 〃 布施孝一

衆参両院に設置されている「憲法審査会」を定例的に開催し、憲法に係る審議を深めることを求める意見書

憲法審査会は、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査する機関であり衆参両院に設置されている。

さて、憲法改正の国民投票で商業施設に投票所を設けることなどを柱とした、改正国民投票法は、参議院本会議で、自民公明両党のほか立憲民主党、日本維新の会、国民民主党などの賛成多数で可決され、提出から約3年を経て令和3年6月にようやく成立した。

審査会は随時開催可能であるが、これが一部野党の強硬な反対により、ほとんど開催されてこなかったことが成立までに約3年も要した第一要因と言われている。

東日本大震災級の大規模災害等に対応するための緊急事態条項の創設やおのれの命を賭して国家・国民の生命を守る自衛隊を違憲とする国民がいる以上、自衛隊の根拠規定を憲法に明記することなど、審議すべき案件はほかにも多々あり山積しているのが実態である。

憲法改正に反対する一部野党がいるのも事実であるが、審査会を開催すらさせない、またはしないというのは国民無視であり論外である。

今後はその場（審査会）で意見を述べていただきたい。

よって、本市議会は政府に対し、今後は憲法審査会を定例的に開催し、いわゆる改憲派、加憲派、護憲派等を中心に、憲法に係る審議（議論）を可及的速やかに深めることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

清水 大 輔

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和3年習志野市議会第4回定例会)

発議案第3号

北朝鮮による日本人拉致問題の一刻も早い全面解決を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年12月22日

習志野市議会議長

清水大輔様

提出者	習志野市議会議員	宮内一夫
賛成者	習志野市議会議員	田中真太郎
〃	〃	中央重則
〃	〃	宮本博之
〃	〃	小川利枝子
〃	〃	佐野正人
〃	〃	谷岡隆
〃	〃	藤崎ちさこ

北朝鮮による日本人拉致問題の一刻も早い全面解決を求める意見書

北朝鮮が拉致の事実を認めた平成14年の日朝首脳会談から19年が経過したが、現在に至るまで帰国を果たした拉致被害者は5人とどまり、いまだ拉致問題は全面的な解決には至っていない。

この間、一刻も早い拉致問題の進展を待ち望んできた被害者の御家族の悲しみは計り知れないものがある。令和2年2月には、拉致被害者の有本恵子さんの母、嘉代子さんが、また6月には横田めぐみさんの父、滋さんが我が子との再会を果たせぬまま亡くなった。さらに飯塚繁雄さんは妹の田口八重子さんとの再会を果たせぬまま、令和3年12月18日に亡くなるなど、拉致被害者とその家族の高齢化が進んでおり、問題の解決には一刻の猶予も許されない。

拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる極めて重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題である。また、解決に向け、国際社会からの支持と協力を得ることも不可欠である。

よって、本市議会は政府に対し、拉致被害者全員の早期帰国を実現させるため、あらゆる方策を用いて膠着した事態の打開を図り、拉致問題の一刻も早い全面解決に向け全力で取り組むよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

清水 大 輔

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和3年習志野市議会第4回定例会)

発議案第4号

診療報酬のマイナス改定を行わないことを強く求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年12月22日

習志野市議会議長

清水大輔様

提出者	習志野市議会議員	入 沢 俊 行
賛成者	習志野市議会議員	央 重 則
〃	〃	宮 内 一 夫
〃	〃	藤 崎 ち さ こ
〃	〃	谷 岡 隆

診療報酬のマイナス改定を行わないことを強く求める意見書

診療報酬の令和4年度改定をめぐる議論が本格化している。今回の診療報酬改定は新型コロナ感染が拡大してから初の改定となる。コロナで疲弊した医療機関を支えるとともに、感染から国民の命と健康を守る医療提供体制を強化する機会にすることが求められている。

診療報酬は、国民に提供される医療の水準に直結する。診療報酬の減額・抑制により多くの医療機関は余裕のない経営を強いられ、産科や小児科などがなくなり、住民の命と健康に大きな影響を与えた地域も生まれた。さらに、コロナ感染の広がり、低い診療報酬で困難にあった医療現場に追い打ちをかけた。コロナ対応に直接当たった医療機関に負担が集中しただけでなく、受診控えなどにより、ほとんどの医療機関が打撃を受けている。

厚労省の医療機関の令和2年度の経営状況調査では、一般病院の1施設あたりの利益率はマイナス6.9%の赤字であった。コロナ関連補助金でぎりぎり0.4%の黒字になったが、運営主体別で見ると国公立は補助金を加えても5.2%の赤字のままという実態である。受診回数もコロナ流行前には今も戻っておらず、補助金が終了した場合は、医療機関は極めて厳しい状態に陥ることが懸念される。「補助金頼みの経営は非常に不安定」であり、診療報酬で成り立つようなプラス改定の必要性が訴えられている。感染第6波に備えた体制を構築し、医療の安全と質を高めるためにも診療報酬の引上げが急務となっている。日本医師会の中川俊男会長は「平時の医療提供体制の余力こそが有事の際の対応力に直結する」と述べている。

財務省は、診療報酬を減らしても医療機関は収入増ができるという試算を持ち出し「躊躇なく『マイナス改定』をすべきである」（11月8日の財政制度等審議会の資料）と強硬に要求している。マイナス改定では医療従事者の処遇改善はできない。むしろプラス改定を行うことが最低限の責任である。

よって、本市議会は政府に対し、コロナ禍の教訓に学び、医療現場が余力を持てる体制を整えることができるよう、診療報酬のマイナス改定を行わないことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

清水大輔

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和3年習志野市議会第4回定例会)

発議案第5号

学校給食費無償化に向けた千葉県独自の助成制度の創設を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年12月22日

習志野市議会議長

清水大輔様

提出者	習志野市議会議員	荒原ちえみ
賛成者	習志野市議会議員	佐野正人
〃	〃	中央重則
〃	〃	宮内一夫
〃	〃	藤崎ちさこ
〃	〃	谷岡隆

学校給食費無償化に向けた千葉県独自の助成制度の創設を求める意見書

学校給食は「食育」として位置づけられた教育活動の一環である。本来は「義務教育は、これを無償とする」としている憲法第26条の規定により、国の責任で全国一律に学校給食費を無償とするのが筋である。

しかし、多くの自治体では、子育て支援や少子化対策、子どもの貧困対策などの観点から、独自の制度として学校給食費の無償化に取り組んでいるのが現状である。千葉市では、多くの市民の願いに応じて、今年度から第3子以降の学校給食費の無償化を開始するなど、県内の幾つかの自治体では、保護者の負担を軽減し、「子育てしやすい自治体にしたい」、「子どもの成長・発達にとって重要な時期に栄養バランスの取れた食事を提供したい」など、子どもを大切にすまちづくりをとの思いから、既に学校給食費の助成を実施している。

ところが、県内には、習志野市を含め、実施できずにいる自治体が多くあり、子どもの成長・発達を保障する子育て支援策に、居住する自治体によって格差が生まれるようなことは避けるべきである。格差を是正するためには、千葉県として学校給食費に対する助成制度を設け、市町村への財政的支援を実施することが必要である。

よって、本市議会は千葉県に対し、学校給食費無償化に向けた千葉県独自の助成制度を創設するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

清水大輔

提案理由

本案は、千葉県知事に対して、標記意見書を提出するものである。